

鹿部町企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税とは

国が認定した地方公共団体の行う地方創生の取り組みに対し企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

寄附金の使い道

鹿部町では、人口減少対策を重点的に推進していくため策定した「第2期鹿部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に寄附金を活用します。

主な事業内容

1. 鹿部で「稼ぐ力」を高める事業

町内の産業を活性化させ、それらに携わる人達や事業者などの稼ぐ力を高めることにより、収入の向上や雇用の拡大につなげます。また、担い手の不足が懸念される分野においては、担い手の育成や雇用の安定を促進します。

2. 鹿部に人を「集める力」を高める事業

「しかべ間歇泉公園」の道の駅を観光拠点として、地域資源を活かして鹿部の魅力がより伝わる取り組みを進め、交流人口を拡大させます。

また、移住を検討している人達や、鹿部町出身者がUターンするような魅力発信と環境整備を進めます。

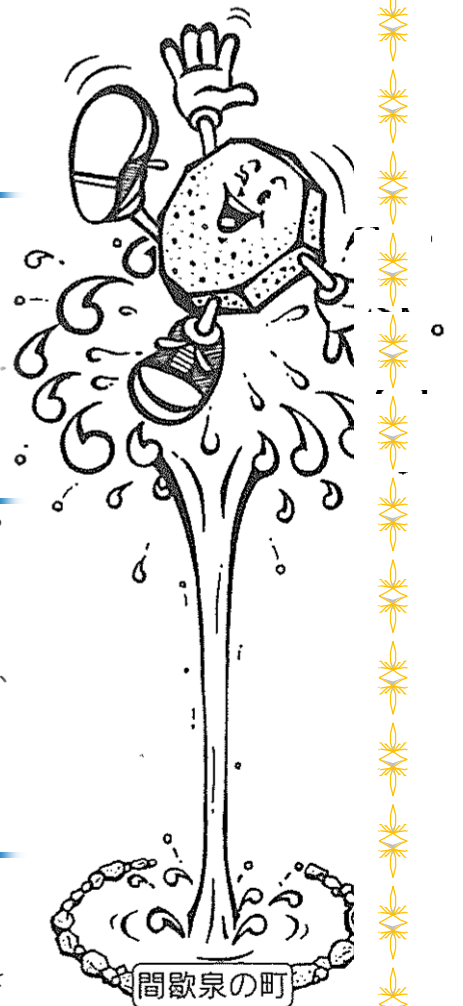
3. 鹿部で子どもを育てる「魅力」を高める事業

鹿部町で結婚し、子どもを産み育てたいと思う人達が増えるよう、結婚や出産に至るまでに望まれる支援を充実させます。

また、子育てにかかる負担のなかで、町の施策や地域の協力により、できるだけ負担を減らします。そのほか、遊び場や保育体制、教育環境など、子育てや教育の場として魅力的な環境づくりをより一層進めます。

4. 住民の安心・安全・健康を「守る力」を高める事業

国や北海道、周辺地域と連携を深め、災害に対する備えを充実させ、安心して住めるまちづくりをより一層進めます。また、日常での生活の場や移動手段、健康管理など、高齢化に伴い不安が高まる分野において将来を見据えた取り組みを進め、いつまでも安心して生活できるようにします。



税負担の軽減効果は最大約 9 割

令和 2 年度に制度が大幅に見直され、損金算入による軽減効果（寄附額の約 3 割）と合わせて、最大で寄附額の約 9 割が軽減され、実質的な企業の負担が約 1 割にまで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。

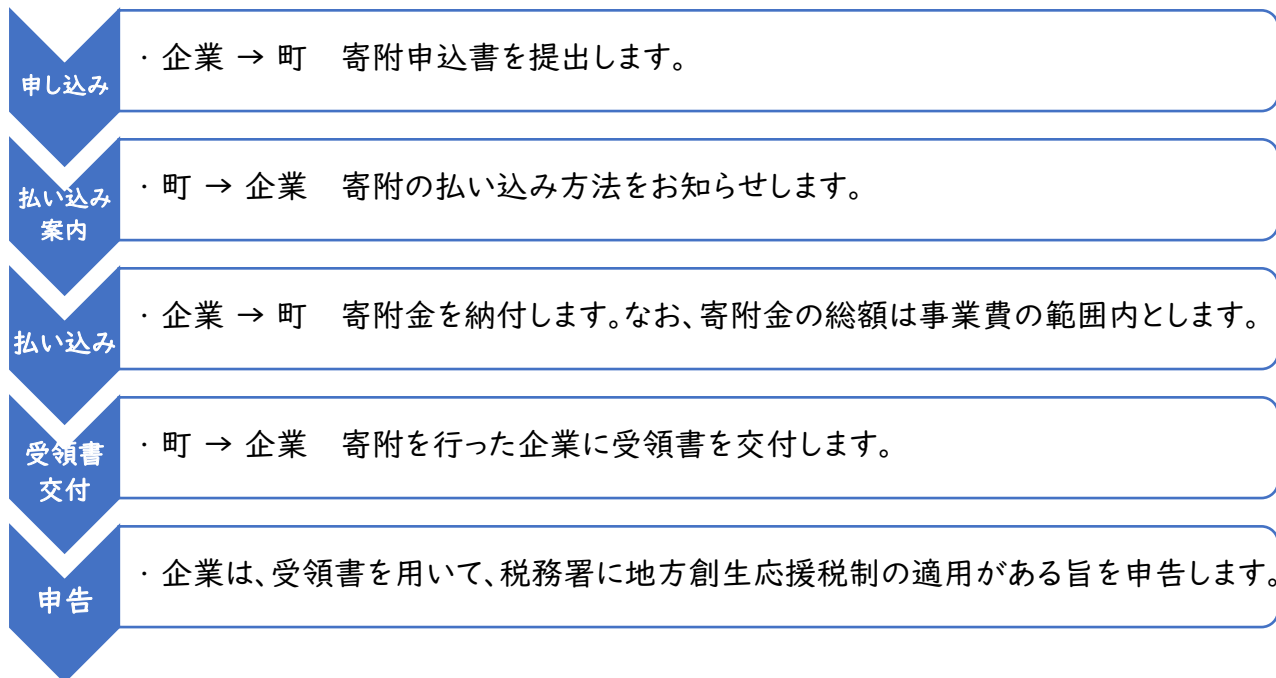
損金参入	税額控除		
(国税+地方税) 約3割	①法人住民税 +②法人税) 4割	③法人事業税 2割	企業負担 約1割

- ①法人住民税・寄附額の 4 割
- ②法人税……法人住民税で 4 割に達しない場合、その残額を税額控除。
寄附額の 1 割を限度（法人税額の 5% が上限）
- ③法人事業税・寄附額の 2 割（法人事業税額の 20% が上限）

寄附の要件

- ・ 1 回当たり 10 万円以上の寄附が対象です。
 - ・ 鹿部町内に本社（地方税法における主たる事務所または事業所）のある法人は対象外です。
 - ・ 寄附を行うことの代償として本町から経済的利益を受けることは禁止されています。
（例：寄附の見返りとして補助金を交付する。入札や許可で便宜を図る。など）
- 税額控除は、実際に寄附を行った日の属する年度に適用されます。

寄附の申し込み



お問い合わせ・提出先

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字鹿部 252 番地 1

鹿部町役場 企画振興課 企業版ふるさと納税担当

電話 01372-7-5297 (直通)

メール:kikaku@town.shikabe.hokkaido.jp